

放課後児童クラブ
ご利用希望のみなさま

岐阜市教育委員会
社会・青少年教育課長

放課後児童クラブの夏休み期間中のみのご利用申し込みについて（ご案内）

春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は岐阜市教育委員会が実施する事業に対し、ご理解並びにご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当市の放課後児童クラブは、昼間、保護者が労働により家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での保護ができない児童を対象として、家庭で児童の保護ができない日において、保護者等に代わって児童の生活指導を行い、家庭的な雰囲気の中で児童の健全な育成を図っています。

令和7年度の夏休み期間中のみの利用申し込みについて、受付を開始いたしますので、利用を希望される方は、裏面の「岐阜市放課後児童クラブの案内」及び「放課後児童クラブ利用ルール」に記載されている事項をご覧の上、提出期限までに書面にてお申し込みいただきますようお願いいたします。

また、対象児童に該当しない場合は利用できませんのでご注意ください。

記

- 1 提出書類 ① 放課後児童クラブ利用申込書
(申し込み児童1人につき1枚)
② 保護者（父親、母親）等の就労証明書（注1）（注2）（注3）
- 2 提出先 放課後児童クラブ
- 3 提出期限 令和7年5月15日（木）18：00必着（注4）

4 注意事項

- ① 保護者負担金は利用の有無や日数に関わらず毎月定額です。日割り計算はいたしませんのでご注意ください。
- ② 保護者が、仕事が休み等で児童を家庭で保護できる日は利用できません。
- ③ この利用申込は、夏休み期間中のみの利用を対象としています。
- ④ 「利用申込書」及び「就労証明書」に虚偽の内容が見つかった場合、原則的に利用を取り消します。

（注1）勤務先に就労証明の様式がある場合、**市の様式で証明をお願いしている内容を満たしているものであれば使用可能**です（こども家庭庁の標準的な就労証明書も使用できます）。

（注2）保護者（父親、母親）が**疾病、介護等が理由で、昼間家庭にて児童を保護できない場合、診断書または証明する書類（介護保険証、障がい者手帳等）や申立書**を添付してください。

（注3）保護者に代わる方（同居または同一校区内に居住する祖父母等）が就労されている場合は、**保護者に代わる方の就労証明書を添付し、その他疾病、介護等により児童を保護できない事情がある場合は証明する書類を添付してください。**（書類がない場合でも申込むことができますが、定員を超える利用申込者がある場合、利用できない場合があります。）

（注4）提出期限後に提出された方は利用できない場合があります。

問い合わせ先：岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課
電話 058-214-2368（直通）
午前 8:45～午後 5:30（土・日・祝日休み）

岐阜市放課後児童クラブの案内

1 趣 旨

授業の終了後及び長期休暇期間に保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、保護者に代わって児童の生活指導を行い、児童の健全な育成を図ります。

2 運 営

岐阜市放課後児童クラブは、市が設置し、各小学校区の運営委員会によって運営されています。各放課後児童クラブには、支援員が常駐し、児童の生活指導を行い、児童の健全な育成を図ります。

3 対象児童

以下の（１）の要件を満たし、かつ（２）の各項目に該当しない児童

（１）利用要件

- ①市内小学校に就学している１年生から６年生までの児童
- ②夏休み期間中に保護者等が労働等により昼間家庭にいないため、家庭での保護指導を受けることができない状態が**期間中２０日以上**ある児童

（２）ただし、次の項目に該当する児童は利用できません。

- ①児童の保護者等が**常時昼間居宅内で労働に従事する家庭**の児童（ただし、危険性の高い業務を営む場合や、作業所と住居スペースの階層が異なる場合など、家庭での保護が困難である場合を除く）
- ②「留守家庭（※１）」を事由として指定学校変更等申立の申請をし、居住校区以外の校区に通っている児童
- ③医師の観察を必要とする児童
- ④その他指導上支障があると認められる児童

- 就労日等、保護者が**児童の保護ができない日に限り**放課後児童クラブを利用することがあります。
- **定員を超える利用申し込み者がある場合**、高学年の児童や同居の親族がいる児童は、施設の状況等により**利用できない場合があります**。
- 利用決定後に状況の変化等により、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用の決定を取り消します。

※１ 両親が就労等により、下校後家庭に保護監督する者がおらず、祖父母等親族の託児先の校区へ通学する場合

4 開設場所

各小学校区内の市立小学校の余裕教室等。

5 利用期間

夏休み期間中の７月２２日（火）から８月２９日（金）まで

ただし、保護者が希望する場合は７月１６日（水）から利用できます。

なお、２学期制の学校においては夏休み終了日までとします。

6 開設時間

午前 8 時 15 分から午後 6 時まで（ただし希望者がいる場合、午前 8 時から開設）

7 休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、8 月 13 日から 8 月 15 日、その他特別の理由のあるとき。

8 定員

1 教室当たり 30 人程度で、施設の状況等を考慮し決定しています。

9 活動内容

生活指導を中心にして、教育的配慮に基づいた活動を行います。（塾のような学習支援は行いません。）

10 保護者負担

5 時まで利用	6 時まで利用
15,000 円／期間	18,000 円／期間

利用日数にかかわらず定額（請求は 7 月と 8 月に分けて行います。）となります。日割り計算はありません。

なお、ご家庭の収入状況によっては、保護者負担の免除、または 1/2 相当額を減額することができます。また、同一世帯から 2 人以上の児童が利用する場合、2 人目以降の児童については 1/2 相当額を減額することができます。

そのほか、**おやつ代を負担**していただく場合があります。

11 保険料

万一の傷害に備え、**傷害保険に加入していただきます**。なお、年額 800 円または 1,500 円の保険料（選択制）は保護者の方に負担していただきます。

12 事故防止

児童クラブへの行き帰りに生じた事故については責任を負いかねますので、事故のないよう各家庭においても十分指導してください。

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 利 用 ル ー ル

- 1 登会・下会について
 - (1) 児童クラブへの行き帰りの安全を確保するため、家庭で十分指導してください。
 - (2) 欠席・早退する場合は、必ず事前に支援員へ連絡してください。
 - (3) 申込みのあった利用時間中に必ず迎えに来てください。
- 2 児童クラブでの生活について
 - (1) 児童クラブは集団生活の場であるため、皆が気持ちよく過ごせるよう、クラブのルールや支援員の指導・注意を守ってください。
 - (2) 生活の範囲は、実施施設の敷地内です。無断で敷地内から出ないよう家庭でも十分指導してください。
- 3 昼食について
夏休み期間中は昼食が必要ですので、児童の弁当を用意してください。
- 4 健康管理について
 - (1) 万一の事故に備え、傷害保険に加入してください。なお、保険料は保護者負担です。
 - (2) 学校において予防すべき感染症になった場合には、その旨を児童クラブへ連絡してください。また、完治するまで登会できません。
 - (3) 児童が怪我や病気、体調不良等により医師の診断が必要と判断される場合は、保護者に迎えをお願いします。
- 5 保護者負担金について
 - (1) 毎月末日までに必ず納入してください。
 - (2) お迎え時間に遅れることが多い場合、申込みのあった利用時間より遅い利用時間の保護者負担金で納入していただく場合があります。
 - (3) **保護者負担金は、放課後児童クラブに入会している権利により発生します。途中で入退会された場合や、1日も利用がなかった場合であっても、保護者負担金を納入していただきます。(日割り計算はありません。)**
- 6 退会について
 - (1) 退会する場合は、必ず退会届を提出してください。
 - (2) 保護者負担金を指定期日までに納付されないと、退会していただく場合があります。
- 7 児童クラブとの連絡について
 - (1) 保護者の状況等に変更がある場合は、必ず届け出をしてください。
 - (2) 保護者会には、出席してください。
 - (3) 児童クラブと必ず連絡が取れるようにしてください。
- 8 入会判定について
各児童クラブに設置する運営委員会で入会判定を行い、教育委員会が決定します。決定に不服がある場合は、社会・青少年教育課（電話 214-2368（直通））までご連絡ください。
- 9 休会について
 - (1) **気象警報等の発表により、災害発生が予測される場合、児童クラブは休会します。**
 - (2) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等感染症が発生した場合、児童クラブを休会とする場合や、利用の自粛を要請する場合があります。